

林業信用保証における将来性評価の導入に向けた検討状況

農林漁業信用基金の第4期中期計画において、「最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入する」と位置づけていることについて、以下のとおり検討を進めているところ。

1. これまでの議論の整理（平成30年度第2回運営委員会報告）

将来性評価の導入については、

- ・ 我が国林業の成長産業化に向け、意欲と能力のある事業者の育成に資するもの
- ・ 未来投資戦略に掲げられている「金融機関による事業性評価に基づく融資の促進」に沿ったもの

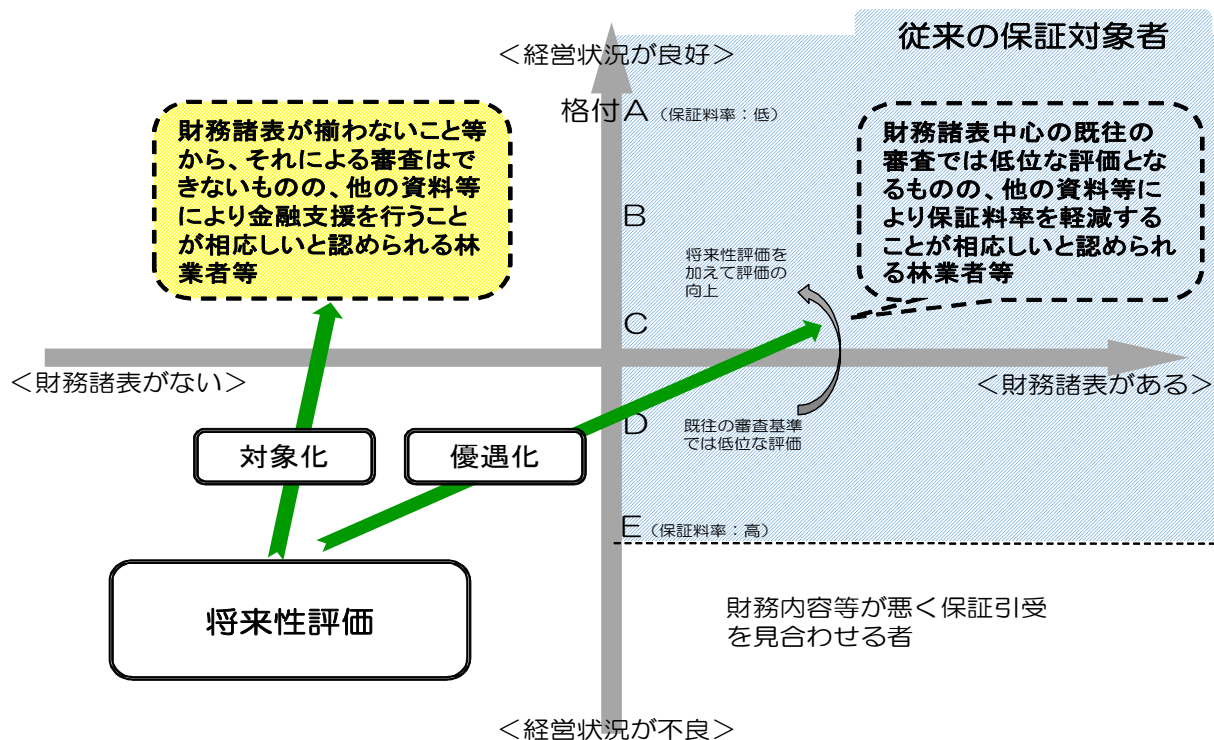
であることが望ましいことを踏まえて、その対象を

ア 財務諸表が揃わないこと等から、それによる審査はできないものの、他の資料等により金融支援を行うことが相応しいと認められる林業者等

イ 財務諸表中心の既往の審査では低位な評価となるものの、他の資料等により保証料率を軽減することが相応しいと認められる林業者等

とするとしたところ。

（参考1） 将来性評価の対象とする林業者等のイメージ



2. その後の検討状況

(1) 保証の考え方について

- ① 平成30年度第2回運営委員会以降、当基金では、将来性評価の導入に向け、
- ・ A案：新たに林業に従事する者等（以下「新規就業者等」という。）の将来性の評価手法の開発に併せ、新規就業者等に特化した新たな保証資金を創設し、保証を行う
→ 将来性評価手法の開発＋新たな保証資金の創設
 - ・ B案：新規就業者等の将来性の評価手法の開発に併せ、既存資金を活用した保証の仕組みを構築し、保証を行う
→ 将来性評価手法の開発＋既存資金の拡充
 - ・ C案：新規就業者等の将来性の評価手法の開発を行い、既存の審査マニュアルに導入し、保証実務に活用する
→ 将来性評価手法の開発
- の3つの対応策を検討。

② A案は、イメージ的には、将来性があると評価される新規就業者等に、場合によっては新たに創設する資金を貸付・保証するようなものであって、当基金単独で行うことには限界があることから、今後の林野庁の施策の展開と合わせて林野庁等と相談しながら対応を検討。

③ B案は、イメージ的には、将来性があると判断される新規就業者等に、これまで利用対象にならなかった既存資金の活用の道を開くようなものであることから、既存資金の運用等に関し、林野庁等と十分に調整を図りながら対応を検討。

④ C案は、イメージ的には、現在保証審査で利用している保証審査マニュアルに、将来性の評価手法を組み込むようなものであって、当基金単独で実施が可能と考えられることから、まずは、将来性の評価手法を開発し、当基金の保証実務での活用の実行性を検討。

(2) 審査項目及び審査方法の検討状況

① 将来性評価に係る審査項目は、既存資金での審査項目も踏まえつつ、新規就業者等の将来性を的確に評価・審査するためにどのような項目※が適当か検討。

※) 例えば、将来ビジョン、経営理念、ESGに係る取組等を把握するための項目が想定されるところ

② その際には、新規就業者等の負担感も考慮し、審査項目は極力簡易なものとするよう留意しつつ検討。

③ また、将来性評価に係る審査方法は、上記審査項目が記載された書類を基にチェックリストによるヒアリングを行いつつ将来性を評価した上で、保証引受けの諾否を判断する方向で検討。

(参考2)

審査方法のイメージ

【 新規就業者等 】



【 農林漁業信用基金 】

